

公立高等学校生徒等奨学給付金の申請について【県外学校用】 (**新入生に対する前倒し給付**)

岩手県教育委員会では、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、**道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯を対象**に、公立高等学校生徒等奨学給付金を給付しています（返済は不要です）。

令和2年度に入学をした生徒がいる世帯を対象に、一部前倒しで給付します。

（家計急変により、経済的な理由から道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当となる世帯を含みます。）

1 給付対象となる世帯

令和2年4月1日現在で、次の（1）から（4）のすべてに該当する世帯

(1) 生徒が公立の高等学校等（高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（1年～3年）、専修学校高等課程等）に在学していること。

(2) 保護者が岩手県内に居住していること。

※保護者が県外に居住している場合は保護者の居住地の都道府県に申請することとなります。

各都道府県のお問合せ先は、事務室にお問い合わせいただくか、文部科学省ホームページ「高校生等奨学給付金のお問合せ先一覧」を御確認ください。

(3) 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと。

(4) 保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（非課税相当である世帯を含む）又は生活保護（生業扶助）受給世帯であること。

※道府県民税所得割及び市町村民税所得割は、課税証明書・住民税納税通知書・納税義務者用の特別徴収税額決定通知書等で確認できます。

2 生徒一人当たりの支給額

給付対象となる新入生の世帯に対して、4月～6月分の額を給付します。7月～3月分については、**7月以降に再度申請**していただき、給付対象となる場合は、年額から4月～6月分の額を引いた額を給付します。なお、7月以降の申請で給付対象にならなかった場合は、4月～6月分が年額となります。（返金はありません）

対象者		国公立 4月～6月分	国公立 7月～3月分	国公立 (年額)	(参考) 私立(年額)	
生活保護受給世帯の高校生等	全日制・定時制 ・通信制課程	8,075円	24,225円	32,300円	52,600円	
非課税世帯の高校生等	全日制・ 定時制課程	第1子の高校生等	21,000円	63,000円	84,000円	103,500円
		第2子以降の高校生等	32,425円	97,275円	129,700円	138,000円
	通信制課程	9,125円	27,375円	36,500円	38,100円	

※保護者等に扶養されている15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合の第1子、第2子の順は生年月日順となります。なお、通信制の高等学校等に在学する高校生等を含む複数の高校生等がいる場合は、通信制の高校生等は第1子の高校生等として取り扱います。

<申請書類の送付先>

〒020-8570

岩手県盛岡市内丸10番1号

岩手県教育委員会事務局教育企画室総務担当

電話：019-629-6108

3 申請手続き

次の書類を岩手県教育委員会事務局教育企画室へ令和2年6月30日（火）までに郵送等により提出してください。

対象者	提出書類
ア 生活保護法による生業扶助（高等学校等就学費）を受給している世帯	①公立高等学校生徒等奨学給付金給付申請書（様式第1号） ※1 ②在学証明書（様式第2号） ③振込口座届（様式第5号） ※2 ④広域振興局又は市福祉事務所が交付する4月1日現在で生活保護（生業扶助）を受給していることを確認できる生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（参考様式-2）
イ 上記アを除く、非課税世帯	①公立高等学校生徒等奨学給付金給付申請書（様式第1号） ※1 ②在学証明書（様式第2号） ③個人番号カードの写し等 又は、 保護者等（父母等）の平成31年度県民税・市町村民税課税（非課税）証明書等の写し ※3※4 ④15歳以上（中学生を除く。）23歳未満の扶養している子の健康保険証等の写し ※5 ⑤振込口座届（様式第5号）
ウ 家計急変があった世帯（非課税に相当する世帯）	①公立高等学校生徒等奨学給付金給付申請書（様式第1号） ※1 ②在学証明書（様式第2号） ③保護者等の家計急変の発生事由を証明できる書類（離職票・雇用保険受給資格者証・解雇通告所・破産宣告通知書・廃業等届出） ④家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類（家計急変前の課税証明書の写し等及び家計急変後の雇用証明書（参考様式-5）・直近の給与明細（3か月分）・税理士又は公認会計士の作成した証明書类等 ※6 ⑤保護者等の扶養親族の人数・年齢が確認できる書類（扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等） ⑥15歳以上（中学生を除く。）23歳未満の扶養している子の健康保険証等の写し ※5 ⑦振込口座届（様式第5号） ※2

※1 記入方法は別紙記入上の注意及び記入例を参照してください。

※2 申請者本人名義の口座を記載してください。（通帳の表紙のコピーを添付してください。）

※3 本給付金では無職無収入の専業主婦等の方も非課税であることの証明書等の写しが必要です。

※4 個人番号カードの写し等を提出する場合は、提出書類早見表により添付書類を確認し、提出してください。

※5 国民健康保険へ加入の世帯の場合は、扶養の事実の申立書（参考様式-3）を提出してください。

※6 給与見込証明書は、令和2年4月1日から向こう1年間分の給与見込が証明されているものを提出してください。

4 支給方法

審査により支給が決定された場合、令和2年8月末（予定）までに届出の口座に振込みます。

5 その他

(1) 事実と異なる内容の申請を行ない、給付を受けた場合は全額返還となりますので注意願います。

(2) 7月～3月分の給付を受ける場合は、7月以降に再度申請が必要となります。その場合、令和2年7月1日における課税状況を確認します。